

7月から介護予防・日常生活支援総合事業が始まります。

総合事業は皆さんと一緒に「地域づくり」です。

介護保険法の一部改正により、町では、7月から介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）を始めます。

総合事業は、高齢者がいつまでも生き生きと安心して暮らせるような「地域づくり」を行う事業です。全国一律の制度ではなく、町の実情にあった「生活支援」、「介護予防」、「社会参加」、「支え合い」の体制を、町や関係機関と、町民の皆さんと一緒に考え、つくりあげていきます。

どんなことをするの？

● 介護予防・生活支援サービス事業の開始

要支援の人の訪問介護（ヘルパー）と通所介護（デイサービス）が、全国一律のサービスから町独自のサービスになります。

利用者の自立に向けた支援ができるよう、内容、担い手、料金などを利用者一人一人に合わせます。

また、介護認定がなくても、基本チェックリスト（心身の状況などのアンケート）で、生活機能の低下が見られた人は、このサービス

スを受けられるようになります。

※要支援の人は、訪問看護や福祉用具の購入・レンタルなど（訪問介護と通所介護以外）のサービスを、要介護の人は、今まで通りのサービスを引き続き受けられます。

● 一般介護予防事業の充実

地域の人が集う「通いの場」を充実させます。年齢や心身の状況にかかわらず、誰もが参加できるようにします。詳しくは、毎月の広報とうこう情報BOXなどをご覧ください。

どうして始まるの？

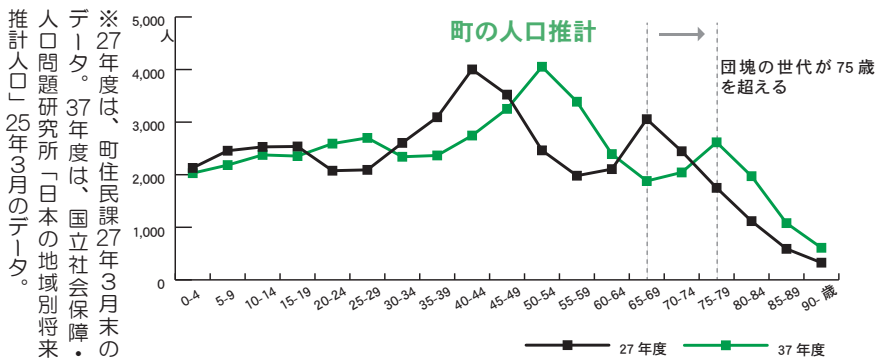
わが国は、超高齢社会に突入しています。団塊の世代が65歳を迎え、町の高齢化率も21%を超えました。

平成37年には、その人たちが75歳を迎えて、後期高齢者となります。そのため、介護が必要な人や認知症の

人の増加、単身世帯・高齢者のみの世帯の増加が予測されます。

これからは、今まで以上に、介護士などの専門職不足や多様な生活支援ニーズへの対応、地域での支え合いや見守りなどが求められます。そこで、住民の皆さんや

NPO、ボランティア、民間事業者などの多様な人たちと、地域で支える仕組みをつくる必要があります。



● 生活支援

▼ 新たな担い手の発掘（生活支援サポーターの養成）

今後、身体介護が必要な人の増加が見込まれるため、ヘルパーなどの専門職の人には、その人たちのケアを担ってもらいます。

そこで町では、介護保険制度で実施している生活支

町の取り組み

※要介護認定率は、前期高齢者（65歳以上）3・7%、後期高齢者（75歳以上）28・4%となっている。 ※介護保険月報27年12月データ。

